

# 土壤汚染対策法のしくみ

～ 土壤汚染対策法が平成22年4月1日に改正され、一定規模以上の土地の形質の変更時に届出が必要となりました。～

赤字部分：改正箇所

## 土壤汚染状況調査を行わなければならないとき

### 有害物質使用特定施設の使用の廃止時(法第3条)

水質汚濁防止法の有害物質使用特定施設で有害物質が使用されなくなったとき、土地所有者等は土壤の汚染状況を調査する必要があります。ただし、土地の利用方法が人の健康被害を生じるおそれがない場合は、県(鳥取市注)に申請し、確認を受ければ、確認を受けたときの状態が存続する限り調査の実施が猶予されます。

### 一定規模以上の土地の形質の変更時で、知事が土壤汚染のおそれがあると認めるとき(法第4条)

3,000m<sup>2</sup>以上の土地の形質を変更しようとする者は、着手する日の30日前までに、県に届出をする必要があります。県は、届出された土地に土壤汚染のおそれがある場合には、土地所有者等に土壤の調査を命令することができます。届出対象等については別紙のとおり

### 及び 以外で、土壤の汚染により人の健康に係る被害が生ずるおそれがあると県が認めるとき(法第5条)

## 土壤汚染状況調査の実施・報告

土地所有者等(所有者、管理者又は占有者)が指定調査機関(環境大臣指定)に依頼して調査する。

### 指定の申請 (法第14条)

## 濃度基準に適合

規制対象外

土地所有者等は、自主調査により土壤汚染が判明した場合は、県に指定の申請をすることができます。(法第14条)

## 人の健康被害が生じるおそれの有無

### 区域の指定・管理

### 要措置区域の指定・公示 (法第6条)

### 形質変更時届出区域の指定・公示 (法第11条)

**汚染の除去等の措置(法第7条)**  
県は、土地所有者等(原因者が別にいる場合はその者)に対し、汚染の除去等の措置を講ずるよう指示します。  
**土地の形質の変更の禁止(法第9条)**  
汚染の除去等の措置を行う場合等を除き、土地の形質の変更はできません。

**土地の形質変更の届出等(法第12条)**  
土地の形質を変更しようとする者は、変更に着手する日の14日前までに、県に届出をする必要があります。届出の内容が適切でないときは、県は計画の変更を命令することができます。

県は区域を指定した場合は公示し、台帳に記載して公衆に閲覧する。

汚染土壤の除去等が行われた場合は、区域の指定を解除し、公示する。

## 指定の解除・公示

## 規制対象物質(25物質)

- ・重金属等(9物質):カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、シアン化合物、水銀及びその化合物、セレン及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物、ほう素及びその化合物
- ・揮発性有機化合物(11物質):四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、ジクロロメタン、テトラクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、ベンゼン
- ・農薬等(5物質):シマジン、チオベンカルブ、チウラム、PCB、有機りん化合物

## お問い合わせ先

鳥取県生活環境部水・大気環境課 電話0857-26-7197  
県東部地区(鳥取市を除く。): 東部総合事務所生活環境局環境・循環推進課 電話0857-20-3672  
県中部地区: 中部総合事務所生活環境局環境・循環推進課 電話0858-23-3150  
県西部地区: 西部総合事務所生活環境局環境・循環推進課 電話0859-31-9350

注:鳥取市の区域は、鳥取市(連絡先:環境下水道部環境政策課 電話0857-20-3177)が土壤汚染対策法を所管していますので、上記報告等は鳥取市が窓口となります。

一定規模以上の土地の形質の変更時の届出（法第4条）

1 届出対象

土地の形状を変更する行為全般で、掘削部分と盛土部分の合計の面積が3,000平方メートル以上となる土地の形質の変更が対象となります。ただし、当該変更部分が盛土のみである場合には、届出不要です。

トンネルの開削の場合には、開口部を平面図に投影した部分の面積をもって判断します。

なお、複数箇所又は複数年にわたる同一事業の工事については、土地の形質の変更部分の全ての面積を合算して、3,000平方メートル以上となる場合には届出が必要となります。

2 届出を要しない行為

届出の対象となる土地の形質の変更の例外として、典型的に以下の2つが定められています。

(1) 軽易な行為その他の行為

土壤汚染が存在するとしても拡散することが少ないものとして、次の から までの行為について適用除外となっています。

次のいずれにも該当しない行為

- ・ 土壤を形質変更の対象となる土地の区域外へ搬出すること。
- ・ 土地の形質変更の対象となる土地からの土壤の飛散又は流出を伴うこと。
- ・ 土地の形質変更に係る部分のもっとも深い部分が地表から50センチメートル以上であること。  
農業を営むために通常行われる行為（農地等において、農業者によって日常的に反復継続して行われる軽易な行為）であって、形質変更の対象となる土地の区域外へ土壤を搬出しないもの  
なお、土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく土地改良事業のように通常の土木工事と何ら変わらない行為については、届出が必要です。

林業の用に供する作業路網の整備であって、形質変更の対象となる土地の区域外へ土壤を搬出しないもの

鉱山関係の土地において行われる土地の形質の変更

(2) 非常災害のために必要な応急措置として行う行為

緊急を要し、やむを得ない行為であることから、適用除外となっています。

3 届出義務者

土地の形質の変更をしようとする者が届出の義務者であり、具体的にはその施工に関する計画の内容を決定する者を指します。

なお、土地の所有者等とその土地を借りて開発行為等を行う開発業者等の関係では、開発業者等が該当します。また、工事請負などの発注者と受注者の関係では、その施工に関する計画の内容を決定する責任をどちらが有しているかで異なりますが、一般的には発注者が該当することになります。

4 届出書及び添付図面及び書類

届出の際には、届出書（様式第六）に添えて 土地の形質の変更をしようとする場所を明らかにした図面、 土地の形質の変更をしようとする者が当該土地の所有者等でない場合にあっては、当該土地の所有者等の当該土地の形質の変更の実施についての同意書を提出する必要があります。

については、土地の形質の変更が行われる範囲を明示した図面を指し、掘削部分と盛土部分が区別して表示されている必要があります。

また、 については、土地の形質の変更の工事の請負契約書及び当該請負契約の発注者が当該土地の所有者等であることを証する書類（所有者であることを証するのであれば、登記事項証明書及び公図の写し）が想定されます。

5 届出義務の履行期限について

届出は、土地の形質の変更に着手する日の30日前までに行う必要がありますが、経過措置により、改正法施行後30日を経過する日以後に当該土地の形質の変更に着手する者について適用することと規定されていますので、原則として平成22年5月1日以降に工事を着手する場合に適用されます。

「着手する日」とは、土地の形質の変更そのものに着手する日を指し、契約事務や設計等の準備行為は含まれません。

様式第六（第二十三条第一項関係）

一定の規模以上の土地の形質の変更届出書

年 月 日

鳥取県知事 様

届出者 印

（氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名）

土壤汚染対策法第4条第1項の規定により、一定の規模以上の土地の形質の変更について、次のとおり届け出ます。

土地の形質の変更の対象となる土地の所在地	
土地の形質の変更の場所	
土地の形質の変更の着手予定日	
土地の形質の変更の規模	

備考1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2 氏名（法人にあっては、その代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあっては、その代表者）が署名することができる。